津山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1.目的

本市では、令和3年3月に津山市耐震改修促進計画を改定し、令和7年度における耐震化率の目標値を95%とした。

この目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、津山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

アクションプログラムは津山市耐震改修促進計画 2 章第2 に基づき策定する。

3.対象区域

アクションプログラムの対象区域は、津山市全域とする。

4.取組内容・目標・実績

(1)計画

	令和6年度取組内容	令和6年度目標
計画	(1)財政的支援	・住宅に対する耐震診断・補強計画
	①住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施	補助戸数:10 戸
	②住宅の耐震改修工事費に対する一部補助を実施	・住宅に対する耐震改修工事
	(2)普及啓発等	補助戸数:2 戸
	①住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組	過去3年間の実績
	(戸別訪問)	【令和3年度】
	i)リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制	・住宅に対する耐震診断・補強計画
	度を説明する。	補助戸数:3 戸
	ii)不在の場合は資料をポスティングする。	・住宅に対する耐震改修工事
	iii)訪問結果を記録する。	補助戸数:1 戸
	②耐震診断の実施者に対する耐震化促進	【令和4年度】
	i)耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の	・住宅に対する耐震診断・補強計画
	配布・説明等により耐震改修を促進	補助戸数:10 戸
	ii)耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っ	・住宅に対する耐震改修工事
	ていない者に対して電話連絡等により、耐震改修	補助戸数:1 戸
	を促進	【令和5年度】
	③改修事業者の技術力向上	・住宅に対する耐震診断・補強計画
	i)改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明	補助戸数:5 戸

会を年1回以上実施(県主催)

- ii)県ホームページに耐震改修事業者リストを公表
- ④耐震化普及啓発の実施
- i) 広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を 掲載し、耐震改修の必要性の周知。
- ii) 防災訓練等のイベントにおいてブース展示の実施
- iii)リーフレットを配布し、補助制度概要等の周知

住宅に対する耐震改修工事 補助戸数:1戸

(2) 自己評価(令和5年度分)

[取組実績]

- ①住宅所有者に対する直接的に耐震化を促す取組 耐震診断及び耐震改修補助等に関するリーフレットを、ダイレクトメールにて 送付(768件)
- ②耐震診断の実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時におけるリーフレット等の配布・説明等により耐震改 修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、耐震 改修補助等に関するリーフレットを送付。
- ③改修事業者の技術力向上
 - 県主催の施工者向け講習会の実施。
 - 県ホームページに耐震改修事業者リストを公表
- ④耐震化普及啓発の実施
 - ・広報誌に耐震診断及び耐震改修補助等の内容を掲載し、耐震改修の必要性の周知(令和5年5、7、9月)
 - ・パネル展示(住宅の耐震化について・耐震改修事例・補助制度の周知)を 実施(令和5年10月、令和6年2月、3月)
 - ・窓口でのリーフレット等の配布

[課題と改善策]

・耐震診断および耐震改修工事について申請件数が目標件数に到達しなかった。
⇒これまでの広報誌やホームページでの周知などに加え、ダイレクトメールの送付を今後も継続的に行っていく。また、面談等で耐震診断の必要性について丁寧な説明を行い、木造住宅の耐震化に繋げる。

5.アクションプログラムの取組み状況の公表

年度ごとに当該年度の取り組み内容、目標及び実績を別紙に記載し、市ホームページにて公表する。